

大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター発明審査委員会内規

令和3年9月28日制定

令和3年内規第10号

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人大分大学職務発明規程（平成16年規程第101号。以下「職務発明規程」という。）第5条第2項及び大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター細則（令和3年細則第26号）第7条第2項の規定により、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター発明審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 職務発明規程第2条第2号に規定する職務発明等への該当性に関すること。
- (2) 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）による特許等の権利の取得の可否に関すること。
- (3) 民間等との共同出願契約に係る発明等の持分割合に関すること。
- (4) 出願審査請求の実施の可否に関すること。
- (5) 発明等に対する外国出願の審査の実施の可否に関すること。
- (6) 法人が取得した発明に係る権利の維持の要否に関すること。
- (7) 出願した発明の実施許諾及び譲渡等利用に関すること。
- (8) その他委員会が必要と認める事項

(審議における留意事項)

第3条 委員会は、透明性を確保しつつ、前条の審議が速やかに行われるよう、迅速かつ効果的・効率的な運営に努めるものとする。

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 産学官連携部門長
 - (3) 知的財産管理部門長
 - (4) 研究マネジメント機構のコーディネーター
 - (5) 研究推進部長
 - (6) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第6号の委員は、機構長が指名する。

(任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第9条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。